平成２２年（フ）第４１４号
奈良県宇陀郡御杖村大字土屋原2682番地
債務者　小松千恵美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４２０号
奈良県香芝市西真美２丁目21番地の15
債務者　深尾空調設備こと　深尾　　忍
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４２３号
奈良県大和高田市大字市場364番地の５
債務者　吉村　直美（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
秋田県横手市十文字町仁井田字町西108番地
債務者　三浦　昌子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
秋田地方裁判所横手支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１０７号
島根県浜田市後野町2181番地６
破産者　告船　正之
1　決定年月日　平成22年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１６５９号
宮城県多賀城市山王字山王二区54番地の３
破産者　株式会社カーマウンテンキング
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２８５号
名古屋市守山区瀬古東２丁目119番地
破産者　株式会社エスアンドエス
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４３１号
名古屋市東区代官町26番６号
破産者　株式会社サンテック・タケトモ
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０２号
愛知県北名古屋市熊之庄小烏39番地の２
破産者　有限会社師勝木工所
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３００号
神戸市中央区栄町通５丁目１番１号
破産者　有限会社フロンティア
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８０号
神戸市兵庫区切戸町２番10号、商業登記簿上の本店所在地神戸市兵庫区切戸町１番23号
破産者　笹倉工業株式会社
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３号
島根県松江市西嫁島１丁目１番５号
破産者　有限会社山陰冷機部品
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１９０号
札幌市中央区北３条東11丁目22番地
破産者　株式会社建材のタイラ
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９８号
最後の住所東京都日野市南平９丁目29番地の11
破産者　被相続人亡藤木良重相続財産
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３６号
三重県伊勢市岡本３丁目10番５号
破産者　有限会社山文印刷
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成１９年（フ）第８６８９号
神戸市東灘区向洋町中６丁目９番地
破産者　株式会社クインランド
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８７５４号
大阪市此花区西九条１丁目４番10号
破産者　株式会社アステックコーポレーション
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１９２号
堺市北区金岡町2335番地３
破産者　大和鋪道株式会社
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４４号
広島県呉市中通３丁目３番17号
破産者　有限会社牡丹
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部